

夏の武田の里まつり

「武田家累代陣没将士供養会・花火大会」

8月16日(日) (雨天時翌日開催)

盆踊り大会 18:00 ~ 19:00
 採火式 18:30
 たいまつ行列
 (大松明点火) 18:45 ~ 19:30
 武田の里供養会 19:00 ~ 19:55
 灯籠流し 19:30 ~ 19:55
 花火大会 20:00 ~ 20:45

◆◆◆ 募集します ◆◆◆

メッセージ花火 10名

花火打ち上げとともにメッセージを紹介します。
 (例: ●●ちゃんお誕生日おめでとう。元気に育ってね)
 協賛金 10,000 円~ (花火の内容によりです)
 締切り 8月3日(月) まで

灯籠流し参加者 30名

当日、会場で申込受付をします (参加費あり)

★お車で越しの方は、会場付近が大変混雑しますので、中央公園・市営運動場からのシャトルバス (18:00 ~ 22:30 まで) をご利用下さい。

★会場内のゴミのお持ち帰りにご協力下さい。

■お申し込み・お問い合わせ

武田の里まつり実行委員会 (市商工観光課内)
 (内線 213・214)

にらさぎの夏の夜の風物詩である花火大会が、今年も盛大に繰り広げられます。
 松明に照らされ、厳かに行われる信義公以来、累代陣没将士の精霊を慰める武田の里供養会に加え、今回は、葦崎市制施行55周年を記念して、過去・現代・未来を表現した、音楽連動花火やスターマインを中心に、000発を超える華麗な大輪の花を夜空に打ち上げます。
 「武田の里にらさぎ」にふさわしい歴史とロマンを盛り上げる花火大会をお楽しみください。



“葦崎の四季”を写真で表現しよう!

第11回 フォトコンテスト 写真募集!!



わに塚のサクラ・新府桃源郷・甘利山のレンゲツツジ・鳳凰三山・武田の史跡など、葦崎市は四季折々のフォトロケーションに恵まれています。『葦崎の四季』を写真で表現してみませんか?

◇募集テーマ

四季を通じて撮影した風景・人物・行事・祭りなど、未発表のもので、葦崎市の観光に使用可能なもの。(広報などにも使用します)

◇募集期間

6月1日(月) ~ 平成22年1月31日(日)まで

※郵送での応募の場合、1月31日の当日消印有効

◇応募先

山梨フジカラー取扱店
 葦崎市観光協会 (直接お持ちいただく場合は、平日の午前8時30分~午後5時30分)

◇発表

平成22年2月下旬ごろ
 取扱店店頭 (入賞者には直接通知します)

◇作品展示

JR葦崎駅にて平成22年3月中旬ごろ展示予定

◇主催

葦崎市・葦崎市観光協会・全日本写真連盟葦崎支部

◇応募規定

詳細はお問い合わせ、またはHPをご覧ください。
<http://www.nirasaki-kankou.jp/>

■お問い合わせ

〒407-1850-1
 葦崎市水神1-3-1
 葦崎市観光協会
 (市役所商工観光課内)
 (内線 214)

賞	作品数	賞品
推薦 (年間)	1点	市長賞 (賞金5万円)・山梨県カメラ商組合賞・山梨フジカラー賞・ベルボン賞
特選 (各季節ごと)	4点 (各季節1点)	観光協会長賞 (賞金2万円)・福德長酒類(株)賞・山梨県カメラ商組合賞・山梨フジカラー賞
準特選 (各季節ごと)	4点 (各季節1点)	観光協会賞 (賞金1万円)・甲府警備保障賞
入選 (各季節ごと)	8点 (各季節2点)	観光協会賞

市制55周年記念事業

故郷が生んだ偉大な事業家

『小林一三を学ぶ ぶるさと学習散歩』

葦崎で生まれた大企業家小林一三翁の少年期の足跡をたどり、当時の生活や支援してくれた人たち、そして一三翁の生涯を学びます。

■実施日

- 第1回 9月13日(日)
- 第2回 11月15日(日)
- 第3回 22年1月17日(日)

■時間

8時45分～12時30分
JR 葦崎駅集合

■定員 1回 50名

(小学五年生以上)

■参加費 1,000円

(弁当・資料・保険料込み)

■案内人

山梨大学客員教授
向山 建生氏

■お問い合わせ・お申込み

〒221-2204
221-9500
221-9500
221-9500



一三が少年時代を過ごした中宿分家

【コース】

第一部：屋外研修

- ① 葦崎駅集合→② 七里岩上(一三少年が見た眺望、『布屋』墓地)→③ 葦崎市民会館→④ 穴観音→⑤ 蔵前院(小学校入学当時)→⑥ 葦崎小学校(途中で新築)→⑦ 追分(当時の商家・賑わい)→⑧ 下宿分家→⑨ 中宿分家→⑩ 『布屋』本家(にらさき文化村)

第二部：室内研修(昼食含む)

- ⑪ 小林一三の生涯について(にらさき文化村多目的ホール) ※研修終了後現地解散

ファミリー

フットサルフェスタ開催！

気軽に親子でフットサルをして楽しめるイベントです。

フットサルのプロリーグ(フリーグ)を目指す選手たちと一緒にフットサルを楽しみましょう。

葦崎発のフットサルチーム 「リベンジ」登場！



■日時・場所 9月13日(日)

12時30分～17時30分
市営体育館アリーナ

■対象 年長～小3までの子どもとその保護者(父母、祖父母など)

■定員 50名

※1チーム5名以上でお申込みください。(ただし、チームには、対象の子ども2人と女性1人以上を含むこと)

■持ち物

タオル・飲み物・室内履き

※お問い合わせ

■参加費 1チーム
1,000円(当日持参)

※スペシャルゲスト

元横浜F・マリノス監督
早野 宏史さん

■お問い合わせ

NPO 葦崎スポーツクラブ
☎ 211-2255

《この事業はふるさと雇用再生特別基金事業を利用した緊急雇用対策の一環として実施されています。》

「にらさき子ども議会」が開催されます

葦崎市の将来を担う子どもたちが、より住みやすく快適なまちづくりのため、自分の夢や希望を話すことにより、市政への関心を高めるとともに、子どもたちの社会参加を推進することを目的として、葦崎市子ども議会を開催します。

今年には市内中学校2年生の代表20名が、本物の市議会さながら市長や教育長に質問を行います。

昨年の小学校6年生による子ども議会では、提案された「キッズ・ISOの復活、通学路の整備や防犯灯の増

■日時 8月18日(火) 14時30分

■場所 葦崎市議会議場

■お問い合わせ

企画財政課企画推進担当
(内線355)

8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です

安全エレちゃんからの一言アドバイス



財団法人 関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

《高額医療・高額介護合算療養費制度のおしらせ》

○高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

世帯内で同じ医療保険に加入されている方全員で、介護にかかった費用と医療にかかった費用（食費・居住費（滞在費）・差額ベッド代等は除く）を合計した金額に、年額で限度額が設けられました。限度額を500円以上超えた場合に、申請して認められると、限度額を超えた分が、後から返ってきます。

みなさんの負担を軽減し、安心して介護や医療のサービスを利用できる制度です。

○限度額は年額で計算されます！

毎年、8月1日から翌年7月31日までにかかった自己負担額を合算します。

ただし、平成21年度については、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月間にかかった自己負担額を合算の対象とします。

所得に応じた詳しい自己負担額については、表1をご覧ください。

平成21年度の支給要件・支給額

通常は、毎年8月から翌年の7月末までの介護サービス費と医療費の自己負担額を合算して支給額を計算しますが、この制度は平成20年4月から開始されたため、平成21年度は次のように支給額の計算をします。

- (1) 世帯内で同じ医療保険に加入されている方全員の、平成20年8月から平成21年7月末までに支払った介護サービス費・医療費の自己負担額の合計が、表1の基準を超える場合に、その超えた金額を支給します。
- (2) 平成20年4月から平成21年7月末までに支払った介護サービス費・医療費の自己負担額が、表1（ ）内の額を超える場合には、その超えた金額と（1）により計算した金額とを比べ、大きい額を支給します。



＜表1 世帯の年間での自己負担限度額＞

所得区分（※）	75歳以上の方	70～74歳の方	70歳未満の方
①現役並み所得者 （上位所得者）	67万円（89万円）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
②一般 （①、③、④以外の場合）	56万円（75万円）	56万円（75万円）	67万円（89万円）
③市民税非課税世帯の場合	31万円（41万円）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
④③のうち世帯全員の 所得が一定以下の場合	19万円（25万円）	19万円（25万円）	34万円（45万円）

（※）所得区分は加入している医療保険ごとに異なる場合があります

- 同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。
- 食費・居住費（滞在費）・差額ベッド代などは合算の対象とはなりません。



～ 介護にかかった費用と、医療に 限度額が設けられました！

～ このように負担が軽減されます ～

《例》夫婦 2 人世帯ともに 72 歳・市民税非課税の場合

今までは……

1 年間で、医療費を 25 万円、介護サービス費を 25 万円支払っていたため、



年間の負担が合計で 50 万円

これからは…

年間の費用（50 万円）を支払ったあと、申請をすると、限度額が 31 万円（世帯員全員が市民税非課税）の場合は、31 万円を超えた金額（19 万円）が返ってきます。

年間の負担が 31 万円（限度額）となります

申請のしかた ※申請の受付は 8 月 3 日（月）から

1. 市役所福祉課の窓口「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
2. 福祉課の窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。
※「自己負担額証明書」の交付は 10 月中旬以降になる予定です。
3. 2 でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険ごとの担当窓口へ支給の申請をします。
4. 医療保険で支給額の計算をします。
5. 医療保険から介護保険へ算出した額を通知します。
6. 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。
※支給は 12 月以降の予定です。



具体的な手続きやご不明な点につきましては、加入している保険制度別に下記までお問い合わせください。

▼国民健康保険世帯の方

市民課国保医療担当（内線 127・128・129・137）

▼後期高齢者世帯の方

山梨県後期高齢者医療広域連合（TEL 055-236-5671（代））

▼その他の医療保険世帯の方

加入されている医療保険者 または福祉課福祉介護担当（内線 180・181・182）